

障害者多機能型事業所 「もみじの舞」 利用料金について

令和4年11月1日現在

障害者多機能型事業所もみじの舞就労継続支援B型ご利用料金につきまして、令和1年10月1日から下記のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

<利用者負担（就労継続B型サービス費と加算1割＋サービス費以外の費用）>

サービスを利用したら、原則として費用の1割を支払います。

ただし、所得に応じて上限が定められ、負担が重くならないようになっています。

食費などの実費は自己負担です。

1. 就労継続支援B型サービス費 1割負担分

（下記金額に地域区分1.017を掛けた金額になります）

就労継続支援B型サービス費	566円
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15円／日
人員配置体制加算（Ⅰ）	265円／日
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月総単位数の5.4%
特定処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月総単位数の1.7%
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月総単位数の1.3%
1日の合計（処遇改善加算を除く）	932円

2. その他の加算（対象者のみ） （下記金額に地域区分1.017を掛けた金額になります）

初期加算	利用開始日から起算して30日以内の期間	30円／日
食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者	30円／日
送迎加算		21円／回
欠席時対応加算	月に4回まで加算	94円／回
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合	150円／月

3. 「サービス費1割」の月額上限額（受給者証をご確認ください。）

所得区分	利用者負担上限額
生活保護世帯	0円
市町民税非課税世帯 （利用者本人と配偶者が非課税）	0円
市民税課税世帯1 （利用者本人と配偶者の市町民税の所得割額の合計が16万円未満）	9,300円／月
市民税課税世帯2 （利用者本人と配偶者の市町民税の所得割額の合計が16万円以上）	37,200円／月

4. 就労継続支援B型サービス費以外のサービスと料金

・食事サービス 1食（昼食、おやつ代）

一般の方	500 円
軽減措置対象の方	350 円

＊ 施設内で作った温かい食事を提供します。個々の身体状況に合わせ、刻み食やミキサー食の用意も致します。

・送迎サービス（送迎加算を算定しない場合）

予め決められたステーションまでの送迎	1 回往復 100 円 (片道だけでも 100 円)
自宅までの送迎（施設までの距離が 10km未満）	1 回片道 100 円
自宅までの送迎（施設までの距離が 10km以上）	1 回片道 200 円

・その他 … 実費

生産活動、日常生活用品等の費用で負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。

※ 利用予定日の前日夕方 17 時までにキャンセルの連絡がない場合はキャンセル料をいただく場合があります。 …500 円（食事代の実費相当額）

5. 生活介護サービス以外の利用料金の一例

(ア)昼食代（減免措置の方 350 円）×22 日＝7,700 円

6. 料金の支払い方法

前記の料金は 1 か月ごとに計算し請求いたします。翌月の 27 日までに銀行振り込みでお支払いください。後日、領収書を発行します。

社会福祉法人 さくらゆき

障害者多機能型事業所 もみじの舞

TEL (058) 268-0700 Fax (058) 268-0701

メール：momijinomai@sakurayuki.or.jp 担当／井村